

管理者向け

# 地盤会社に潜むリスクと損害保険

## ～自動車・工事・労務（ケガ・パワーハラなど）～

株式会社 プロ保険 穴沢

# 損害保険を通じてリスクを考える

1. 自動車運行リスク



2. 業務遂行（工事）リスク



3. 労務リスク

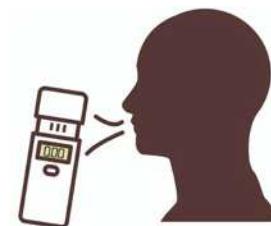


# 1. 自動車運行リスク

## ① 安全運転管理者の義務と責任

- ・選任と届出
- ・講習の受講
- ・安全運転管理業務の実施

アルコールチェック



2022年4月～義務化 ・ 2022年10月～（延期）

## ②付保確認

従業員所有の車であっても、**通勤中は会社も責任を負う**  
(通勤 = 業務 = 管理義務あり = 損害賠償責任を負う)

- ・自賠責と任意保険の証券提出により付保確認を行う



### ③ 事故時のオペレーション



**重要！**

担当	対応
当事者	事故があったことを管理者へ伝え、管理者と保険担当の指示に従い、現場対応を行う。
管理者	事故の概要を理解し、保険担当へ速やかに報告。 必要に応じて修理先や受診先への連絡を行う。
保険担当	当事者より事故の詳細情報を確認。経過や結果を管理者と共有する。保険金請求に必要な事務手続きを行う。
総務	保険金請求のために必要な事務手続きを行う。

## 2. 業務遂行（工事）リスク



リスク	責任
①施設（現場）管理	工作物責任
②業務遂行	不法行為責任
③生産物（地盤）	製造物（P L）責任

# ①施設（現場）管理の事故例

状況	設置した工事看板が強風で飛ばされ、歩行者にぶつかりケガを負わせたもの。
管理上の注意	施設管理について行っていることを明確に理解しておく ・責任の有無に関わる ・保険請求の要素に関わる



## ②業務遂行の事故例



状況	地盤改良中、隣家の擁壁に接触し破損させたもの。
管理上の注意	原因と被害状況（修繕範囲）をまずは把握する ・非接触は保険対象とならない ・保険対象（部分修繕）と修繕範囲（全部修繕）の差が発生するケースが多い

※①②とも**早期報告が重要**です！！



### ③生産物（地盤）事故時の対応



地盤会社が行った**調査や工事に瑕疵**があり、  
建物に**不同沈下が発生**した場合、  
**法律上の損害賠償責任**に従って、  
建物の**原状回復**を行わなければならない。

# ③生産物（地盤）事故時の対応

**重要！**

不同沈下事案が発生した際のオペレーションを確認

担当	対応項目	保険請求に関する整理
営業部長	元請・施主	・示談交渉の窓口となる
工事部長	原因・修繕	・保険担当の窓口となるケースが多い ・保険対象の判断資料の提出 （原因書・施工資料・修繕の資料等） ・経過と結果の共有
総務部長	保険手続き事務	・保険金請求のために必要な手続きを行う

## 3. 労務リスク

労務リスクをカバーする**損害保険**は、**社会ニーズによって変化**してきました。

- ① 業務災害保険（傷害保険・労災上乗せ）
- ② 使用者賠償責任保険
- ③ 雇用関連賠償保険

# ①業務災害保険（傷害保険）

- ・業務中の**ケガ**を補償（定額給付）
- ・**メンタルヘルス疾患**も対象となるケースがある
- ・熱中症、日射病、通勤途上中のケガも対象
- ・福利厚生目的のため、**お見舞金**扱い（賠償資力とまらない）



## ②使用者賠償責任保険

**重要！**

従業員の方等が業務上の事由により被った身体障害について、  
企業、役員の方等の**法律上の損害賠償責任**を補償

政府労災ではカバーされない部分

逸失利益（見舞金等）

慰謝料（精神的ダメージ）

【労災差額リスク（損害賠償金－労災保険）】

状態	労災差額の目安
死亡	約9千万円
後遺障害1～4級	約1億円
後遺障害5～7級	約8千万円～6千万円
後遺障害8～14級	約5千万円～5百万円

## ③雇用関連賠償責任保険

パワハラ・セクハラ・マタハラに対する管理責任や**不当解雇**等による、  
企業、役員、管理職の方等の法律上の損害賠償責任を補償

### 【対象事由】

事由	代表例
パワハラ	人前で「お前は何をやってもダメな男だな」と叱責罵倒
セクハラ	異性従業員へ「最近色っぽくなったのは何か理由があるの？」
マタハラ	産前休業取得の相談に対し、「次の昇格はないだろう」
労働条件	勤務態度の改善がなく、指導を受け入れないため解雇



## ③雇用関連賠償責任保険

### 【補償対象者】

企業	社長・役員	管理職	使用人
	ただし、ハラスメント当事者は対象とならない！		

### 【対象損害】

項目	内容
法律上の損害賠償金	慰謝料・賃金
争訴費用	弁護士費用

# パワハラ防止法（労働施策総合推進法）

- ・2020年6月大企業、**2022年4月中小企業**
- ・パワハラ防止措置義務化  
(方針を明確にし周知啓発・相談体制の整備・迅速適切な対応)
- ・防止措置なく被害発生した場合、企業負担が高額化
- ・**企業名公表**の対象となる可能性







企業・管理者に対する**リスクと責任**は、これからも増え続けて、減ることはないように思われます。

**保険は時代のリスクを映す鏡**です。皆様がリスクを整理する時、保険と照らし合わせてみることをお勧めします。

御社の**ディフェンス力**が見えてくるのではないのでしょうか。

# 地盤会社に潜むリスクと損害保険



ご清聴ありがとうございました。